

令和8年度 組織目標

都市開発部 建築指導課

課の方針	都市開発部 建築指導課
組織の基本方針等	建築基準法、都市計画法及び関係法令を遵守するよう指導することにより、良好な建築物及び街区環境の整備に資することを目的とする。
組織の主要施策 事務事業	建築基準法に係る手続きの審査及び指導 建設リサイクル法に係る届出・通知の受理及び指導 都市計画法に係る手続きの審査及び指導 定期報告制度の充実 長期優良住宅に係る手続きの審査及び指導 建築計画概要書及び道路位置指定図の閲覧、交付 建築基準法、都市計画法等の通報処理及び指導
重点目標項目	事前調査制度による違反等の未然防止 職員研修等の充実によるスキルアップ 確認申請等の電子化推進 建設リサイクル届出及び通知のDX化推進 指定沿道における小売店・事務所・倉庫の開発行為等の扱い(提案基準12)及び工場の立地 を目的とする開発行為等の扱い(提案基準26)の周知 企業誘致における緩和措置の検討 宅地造成等の権限移譲の効果の検証 定期報告督促、指導 建築計画概要書等のDX化推進(庁内地図情報システムとの連携) 建築基準法第42条第2項道路の後退調査